現　場　説　明　書

令和８年７月１日変更
Normal Ver.

工事名：市道庄境９号線舗装工事

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

週休２日工事

１ 週休２日の取組〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

本工事は、阿波市土木系工事における週休２日工事実施要領等に基づく、受注者希望型の週休２日取組対象工事である。

取組を希望する場合は、契約後速やかに別に示す様式にて、発注者に通知すること。

なお、週休２日の取組に対して、契約金額は変更しない。

工程

１ 他工事等との調整〔 □対象有（＿＿＿） ・ ☑対象無 〕

(1) 本工事区間の＿＿＿側に別途「令和＿年度＿＿＿＿＿＿工事」を発注（予定）である。
このため、本工事は、特別な事情がない限り、令和＿年＿月＿日(or＿旬)までに完了しなければならない。

(2) 本工事に関連する＿＿工事の実施する＿＿工は、令和＿年＿月＿日（or＿旬）に完了予定であり、この予定の変更に伴い工期変更の必要が生じる場合には、監督員と協議することができる。

２ 早期契約〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

本工事は早期契約制度により余裕工期を設定している。工事着工日は令和＿年＿月＿日で、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。また、本工事の主任技術者又は監理技術者の専任期間は、工事着工日以降とする。

３ 施工の制限〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

本工事の着手については、監督員の指示（指示予定日：令和＿年＿月下旬）があるまで施工してはならない。この予定の変更に伴い工期変更の必要が生じる場合には、監督員と協議することができる。

４ 作業時間帯〔 ☑対象有 ・ □対象無 〕

本工事の作業時間帯は、次に示すとおりとする。なお、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

工種	種別	時間帯	期間
	作業開始	８時３０分	
	作業終了	１７時００分	

５ 作業期限等〔 ☑対象有 ・ □対象無 〕

(1) 工事現場における作業期限

現場における作業期限は特別な事情がない限り、工期の７日前までとする。

現　場　説　明　書

令和８年７月１日変更
Normal Ver.

(2) 出来高予想図等の提出
　工事に変更がある場合、変更設計書作成に必要な出来高予想図等の提出期限は、工期の１４日前までとする。

施工体制

１ 下請負の禁止〔 ☑対象有 ・ □対象無 〕
　本工事の主たる部分である舗装工（表層工、路盤工）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない（元請負人がその下請契約の施工に関し、実質的に関与していると認められる場合も含む。）。

２ 主任・監理技術者の配置及び専任期間について〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕
(1) 請負契約の締結後、現場施行に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施行に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
(2) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

支障物件

１ 埋設物等の事前調査〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕
　工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔 未調査 ・ 調査済み 〕である。

２ 支障物件の撤去〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕
　本工事内の測点No.＿付近に存在する支障物件＿＿の撤去については、令和＿年＿月＿＿旬を予定しているので、監督員と打合せの上施工を行うこと。
　なお、期日までに処理できず、工事内容に変更を伴う場合は、別途協議する。

３ 立木の置き場所〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕
　工事用地内の立木は伐採し、＿＿＿＿＿＿ に置くこと。

４ その他（＿＿＿＿＿＿）〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

公害対策

１ 作業時間〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕
　車道舗装及び打換工については、〔 昼間 ・ 夜間 〕施工を予定している。

安全対策

１ 交通安全施設等〔 ☑対象有 ・ □対象無 〕
　交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

２ 交通誘導員〔 ☑対象有 ・ □対象無 〕
　交通整理の必要日数として3日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導員Ａを合計＿＿名（交替要員〔 有 ・ 無 〕）、交通誘導員Ｂを合計6名（交替要員〔 有 ・ (無) 〕）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。

現　場　説　明　書

令和８年７月１日変更
Normal Ver.

建設副産物

１ 建設発生土の利用〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

本工事は、次に掲げる工事からの建設発生土を使用するものとする。なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議すること。

工事名	
箇所名	
運搬距離	

２ 建設発生土の搬出〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

本工事の建設発生土については、次に掲げる工事に搬出すること。なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議することとする。

工事名	
箇所名	
運搬距離	

３ 再生利用のための建設副産物の搬出〔 ☑対象有 ・ □対象無 〕

(1) 本工事の施工により発生する次の建設副産物は、原則として再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設（再資源化施設）へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

(2) 再資源化のため次に掲げる場所へ搬出することを予定しているので、受注者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、該当処分場で適切な処理が可能であるか確認すること。

(3) 受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。

(4) 再資源化が困難である場合は、監督員と協議すること。

	コンクリート塊	ｱｽﾌｧﾙﾄ塊	建設発生木材
受入場所		阿波舗道（株）	
受入時間帯		受入先との協議による	
受入条件			
運搬距離		L=6.1m	

４ 産業廃棄物の搬出〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

(1) 本工事の施工により発生する次の各号の産業廃棄物は、処分のため次に掲げる場所への搬出することを予定している。なお、受注者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処分場で適切な処分が可能であるか確認すること。

(2) 受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。

(3) 搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

	建設発生木材	汚泥	その他
受入場所			
受入時間帯			
受入条件			
運搬距離			

工事用道路

１ 工事用道路等の補修〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

残土搬出等に伴い、現道補修及び防塵処理等の必要が生じた場合には、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

現　場　説　明　書

令和８年７月１日変更
Normal Ver.

仮設備

１ 床掘〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

＿＿＿工における床掘の施工に際し、安全管理上特別な対策を講ずる必要が生じた場合は、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。

２ 水替施設〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

本工事の施工に必要な排水規模は、次のとおり見込んでいるが施工時において大幅な変更が生じた場合には、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。

イ 設計外水位　ＥＬ－＿＿m

ロ 排水量・作業時排水　＿＿m3／HR／＿＿m

ハ 締切方法　＿＿＿＿＿

なお、規格及び矢板長は次表のとおりである。

型　式	長　さ	矢板天端高

その他

１ コンクリートの単位水量の測定〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

受注者は、次の表に示す工種について単位水量測定を所定の回数実施し、単位水量の管理シートを作成するものとする。

工種	配合	使用量	測定回数
		合計（回）	

２ セメント・モルタル吹付〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

本工事に使用するコンクリート又はモルタルは、次の配合条件を満足するものとする。また、受注者は品質・配合について、施工前条件等がわかる資料を提出して、監督員の承諾を得なければならない。

設計基準強度	水セメント比	単位セメント量	フロー値	空気量

３ 水抜孔〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

本工事の水抜孔は次表を標準とする。

材料	管径	設置間隔	備考

４ 使用材料の品質、規格、性能等〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

本工事に使用する＿＿については、次表の設計条件を満足するものとし、施工前に設計条件資料等を提出して、使用する＿＿の構造について監督員の承諾を得なければならない。

名称	寸法	土被り	設計荷重	備考

名称	規格・寸法

現　場　説　明　書

令和８年７月１日変更
Normal Ver.

５ 使用材料の名称〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

受注者は、本工事に使用する材料については、次の条件を満足するものとし、施工前に材料使用承諾願を監督員に提出しなければならない。

材料名	規格	メーカ	形式

６ 県産木材の使用〔 □対象有 ・ ☑対象無 〕

(1) 受注者は、以下に示す木材については、徳島県産木材を使用しなければならない。

(2) 徳島県産木材の確保が困難な場合や設計図書の品質・規格を満たさない場合等、徳島県産木材を使用できない場合には、「協議願」の提出を行い、監督員と協議するものとする。

(3) 前項による協議の結果、徳島県産木材を使用出来ない場合は、設計変更（変更指示）後、「材料使用承諾願」を監督員へ提出するものとする。

工種名	材質	規格・寸法等	数量	備考